

各都道府県の合同輸血療法委員会の活動等に関する アンケート結果報告

合同輸血療法委員会とは

- 平成17年6月6日血液対策課長通知（薬食血発第0606001号）において血液製剤の適正使用推進にかかる具体的な強化方策（合同輸血療法の設置）として提示
- 更に、「**血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（令和6年一部改正）**」において積極的な活用について規定

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」 （抄）

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

国は、血液製剤の使用適正化及び輸血療法の適正化を図るために策定した各種指針の改定を適宜行うとともに、その普及を図る。また、医療関係者に対する教育等を通じて、血液製剤の適正使用を働きかけていく。さらに、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査を行い、適正使用の推進のための効果的な方法を検討し、必要に応じて、適正使用の推進のための方策を講ずる。国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、**合同輸血療法委員会の積極的な活用**、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

合同輸血療法委員会の概要（血液対策課長通知より）

合同輸血療法委員会の設置

各医療機関の輸血責任医師、担当臨床検査技師、薬剤師、輸血療法委員会委員長、管理者が参画し、他医療機関と血液製剤の使用量・状況を比較・評価するなどして、適正使用を推進する上での課題を明確化し、解消を図る。

(1) 主催者

都道府県（ただし、血液センター、医療機関の協力が不可欠）

(2) 参画委員

輸血医療について**指導的立場のとれる医療機関**（5～10医療機関程度）*の**輸血責任医師、担当の臨床検査技師、薬剤師、輸血療法委員会委員長等**

なお、上述の委員会の開催でも一定以上の効果がみられない場合は、別途、医療機関管理者が集まる場を設けることにより、適正使用に係る各種取組が一層強化された県も存在するので参考にされたい。

※例えば、血液センターからの供給量の70%になる上位機関。

(3) 討議されるべき課題

ア 医療機関毎の血液製剤の使用量・状況の比較検討及び使用指針に基づいた評価

イ 各種指針等を用いた適正使用に関する勉強会

ウ 各医療機関における課題の整理・検討（近況報告を含む）

エ 輸血医療機関に関する相互査察の実施※

※日本輸血学会のI&A委員会の協力も念頭に置くこと

オ 県内及び他県の使用状況と全国的な傾向の把握（血液センターや県の情報提供）

(4) 開催頻度

数回／年



各都道府県の血液事業の対応状況等についての調査 (概要)

【調査対象】

都道府県薬務主管課（47都道府県）

【調査期間】

令和6年2月29日～3月19日

【調査方法】

総務省の調査・照会（一斉調査）システムを介してweb上で回答入力

【調査項目】

I 献血推進について

- 献血推進協議会の設置の有無・開催時期・開催頻度
- 学生献血推進ボランティアや献血サポーターとの連携
- 学校や企業における献血やセミナーの推進に向けた取組
- 企業の従業員向けの献血推進の取組
- 若年層への献血推進のための情報提供や普及啓発 等

II 合同輸血療法等委員会について

- 合同輸血療法委員会の状況
 - ・設置の有無・開催時期・開催頻度
 - ・資料や議事の公開状況
 - ・災害時やへき地、在宅医療等における血液製剤の安定供給方策についての検討
- 災害時やへき地、在宅医療等の血液製剤の安定供給方策について、防災計画・医療計画等への記載
- 緊急時等の血液製剤の融通、輸血医療連携に関するマニュアル等の作成
- 血液製剤の適正使用に関して都道府県内医療機関の使用状況等を分析 等

事務連絡
令和6年2月29日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

各都道府県の血液事業の対応状況等についての調査（依頼）

血液事業の推進に平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
各都道府県におかれましては、献血推進協議会及び合同輸血療法委員会を設置し、献血者の確保、血液製剤の安定供給及び適正使用の推進を図っていただいているところであります。
今後の血液需要を踏まえると、若年層献血の増加に向け、教育主幹部局、ボランティア団体、企業等との連携がますます重要となります。また、血液製剤の廃棄率低減及び適正使用を推進するとともに、平時から災害等に備えて血液製剤の安定供給を図ることが重要です。
今般、これら血液事業に対する都道府県における好事例を把握することを目的に、別添の通り、各都道府県の対応状況等について調査を実施いたします。調査結果については、血液事業部会運営委員会等で報告を検討しております。また、厚生労働科学研究や適正化方策調査研究事業等において、活用する可能性があります。令和6年3月19日（火）までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

- ・献血推進対策要綱について
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/lobetsu/iyaku/kenketsugo/Su.html>
- ・血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の提示等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001179554.pdf>
- ・緊急時に輸血に用いる血液製剤を搬送する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方及び地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001189248.pdf>

担当：厚生労働省医薬局血液対策課
献血推進について：針谷、片岡
合同輸血療法委員会等について：鈴木、菅原
連絡先 03-3595-2395

合同輸血療法委員会等について 結果の概要

合同輸血療法委員会の設置

設置している 47都道府県
設置していない 該当なし

合同輸血療法委員会の開催時期（直近）

開催時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自治体数	0	1	2	3	0	2	3	7	4	6	11	7

合同輸血療法委員会の開催頻度（年間）

開催頻度	0回	1回	2回	3回	4回
自治体数	1※	35	8	1	2

※平成28年以降開催実績なし

合同輸血療法委員会の構成

構成	都道府県・血液センター・医療機関	血液センター・医療機関	医療機関のみ
自治体数	37	6	3

※主催者は都道府県（ただし、血液センター、医療機関の協力が不可欠）

合同輸血療法委員会の資料・議事の公開

公開している 19自治体
公開していない 28自治体

血液製剤の適正使用に関する使用状況等の分析

分析している 43自治体
分析していない 4自治体

災害時・へき地・在宅医療等における安定供給方策の検討状況（複数回答）

課題	災害時	へき地	在宅医療	その他 (自由記述※)
自治体数	9	3	7	6

災害時・へき地・在宅医療等の安定供給方策の防災計画・医療計画等への記載

記載あり

3 2 自治体

緊急時等の血液製剤の融通・輸血医療連携に関するマニュアル等の整備

整備している 5 自治体

- ・ 輸血用血液確保のための**危機管理マニュアル**【栃木県】
- ・ 神奈川県における**災害時**の輸血療法マニュアル【神奈川県】
- ・ 医療機関における**災害時**輸血マニュアル作成の手引き【長野県】
- ・ **災害時**における血液製剤を含めた医薬品の供給マニュアル【和歌山県】
- ・ **災害時等**における医療機関間の輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する指針【広島県】
- ・ **災害時**における輸血用血液製剤の航空搬送マニュアル【広島県】

－合同輸血療法委員会を巡る課題と今後の対応－

今回の調査結果から、自治体間で合同輸血療法委員会の活用状況に大きな差があることが明らかとなった（多くの自治体において委員会の活動は限定的）。

今後ますます高齢化が進む中で、へき地医療や在宅医療における血液製剤の安定的な供給と適正な使用が地域の医療政策としても重要であり、各自治体を取り巻く環境に応じた方策の検討が重要である。また、災害等の緊急時にも医療現場において滞りなく輸血療法を実施するための各種マニュアルを早急に整備する必要がある。

これらの課題について、自治体が主体的に取り組むために、厚生労働省として合同輸血療法委員会の役割を改めて整理・周知するとともに、好事例の紹介などの支援を促進する。